

# 2025年度(第47回)山口県シニアゴルフ選手権予選競技 兼(第17回)山口県ミッドシニアゴルフ選手権予選競技 競 技 規 定

1. 主 催 (一財)中国ゴルフ連盟、(公財)山口県スポーツ協会、山口県ゴルフ協会

2. 開 催 日 2025年5月8日(木) 下記3会場、どの会場でもエントリーできます。

開催コース	・ 柳井カントリー倶楽部 (OUT・中)	定員：176名	セルフ	予備日：5月13日(火)
	・ 山口レインボーヒルズ (泉水原GC)	定員：176名	セルフ	予備日：5月12日(月)
	・ 山陽国際ゴルフクラブ (東)	定員：176名	セルフ	予備日：5月9日(金)

3. 競技規則 日本ゴルフ協会ゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。

4. 競技方法 18ホールストロークプレー

※本競技は“18ホール終了”をもって成立とし、荒天等により終了できなかった場合は競技を予備日に延期する。

5. 参加資格 1970年12月31日以前に誕生した(当該年満55歳以上)中国ゴルフ連盟および山口県ゴルフ協会加盟クラブ正会員、または山口県ゴルフ協会競技登録者で、ハンディキャップインデックスの取得者(数値の制限はしない)。

ただし、山口県ミッドシニアゴルフ選手権競技への参加資格は、1960年12月31日以前に誕生した者(当該年満65歳以上)とする。  
**また、本競技は中国シニアゴルフ選手権ならびに中国ミッドシニアゴルフ選手権競技の予選となるため、参加する選手は、他県・他地区の同予選に重複申込み(エントリー)してはならない。これに違反した場合、本年度の当該競技への出場は認めない。**

注1：競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。なお、主催者は、プレーヤーが次のいずれか一つにでも該当する場合(ただし、これらに限らない)、当該プレーヤーを出場に相応しくないと判断するものとする。

①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき

②自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったことがある者であることが判明したとき

6. 各競技の決勝出場者等

○予選通過者数：山口県シニアゴルフ選手権・山口県ミッドシニアゴルフ選手権とも、決勝競技の参加定員は160名とし、その定員数から決勝シード選手の参加人員を減じた数を予選通過人数とする。その予選通過人数に、予選当日の各会場の参加者比率を乗じた人員を、当該会場の予選通過者数とする。同グロスの場合は、マッチングスコアカード方式により順位を決定する。ただし、予選通過者が決勝競技への出場を辞退した場合、予選会場ごとに決勝前日の正午までは繰り上げを行なう。

## ★ 山口県シニアゴルフ選手権競技

① 予選通過者

② 決勝シード選手

- ・「日本シニアゴルフ選手権競技」歴代優勝者
- ・「山口県シニアゴルフ選手権競技」過去5年の優勝者
- ・前年度「中国シニアゴルフ選手権競技」上位30位タイ
- ・当年の「日本シニアゴルフ選手権」のシードを持つ者

- ・「中国シニアゴルフ選手権競技」過去5年の優勝者
- ・前年度「山口県シニアゴルフ選手権競技」上位3位タイ
- ・当年の「中国シニアゴルフ選手権」のシードを持つ者
- ・前年の「山口県ミッドシニアゴルフ選手権」の優勝者

## ★ 山口県ミッドシニアゴルフ選手権競技

① 予選通過者

② 決勝シード選手

- ・「日本ミッドシニアゴルフ選手権競技」歴代優勝者
- ・「山口県ミッドシニアゴルフ選手権競技」過去5年の優勝者
- ・前年度「中国ミッドシニアゴルフ選手権競技」上位30位タイ
- ・当年の「日本ミッドシニアゴルフ選手権」のシードを持つ者

- ・「中国ミッドシニアゴルフ選手権競技」過去5年の優勝者
- ・前年度「山口県ミッドシニアゴルフ選手権競技」上位3位タイ
- ・当年の「中国ミッドシニアゴルフ選手権」のシードを持つ者
- ・前年の「山口県グランドシニアゴルフ選手権」の優勝者

**※ シニア・ミッドシニアのいずれか一方の決勝シードを持った選手が予選に出場してもシードを失わないものとし、シード取得競技の予選通過者数からは除外する。両競技の決勝シードを持った選手が予選に出場した場合、両競技のシードを放棄したとみなす。65歳未満のシニア決勝のシードを持った選手が予選に出場した場合、シニア決勝のシードを放棄したとみなす。**

7. 参加料 5,000円 全員に記念品を贈る。(締切日以降に参加取り消し(欠場)の場合は、いかなる理由であれ参加料は返金しない)

8. 競技費 競技日・公式練習日とも開催クラブ会員並み扱い。利用税は半額

※競技助成金として、競技当日のプレー費の一部(2,000円)を主催者が負担する。

9. 申込方法 ① 山口県ゴルフ協会のWebエントリーシステム(申込・決済)より申し込む。Webエントリーシステムでの申し込みは、**3月11日(火)9時から**受付を開始する。

② 参加申込書での申し込みは、**3月12日(水)9時から**受付を開始する。加盟クラブ会員は所属クラブを通じて、YGA競技登録者は直接、山口県ゴルフ協会へ所定の申込書に必要事項を記入のうえ申し込む。申込者には、直接、参加料の請求書(コンビニ決済用)を送付するので、最寄りのコンビニにて納入のこと。申し込みは、**参加料の納入をもってエントリーを完了したものとみなす。**

**※①②とも申込締切日は4月9日(水)正午。ただし、各会場とも先着順で受け付け、締め切り日前であっても定員になりしだい締め切りとする。定員となった会場での参加を希望するものは、会場ごとにウェイティングを受け付ける。ウェイティングの締め切りは申し込みの締切日と同日とする。締切日以降の会場の変更は認めない。**

10. 練習日 4月10日(木)から5月7日(水)までの土・日・祝日を除いた日とする。必ず競技出場を旨を伝えて予約してください。

休場日等の詳細はゴルフ場にお問い合わせください)

11. その他 各決勝競技についての詳細は、各決勝競技の競技規定を参照。

以 上

※個人情報に関する同意内容：

参加希望者は、本競技に参加するにあたり、当協会が参加申込書により取得する個人情報を次の目的の範囲内で他に提供(公表)することについて、あらかじめ同意することを要する。

(1)第47回山口県シニアゴルフ選手権・第17回山口県ミッドシニアゴルフ選手権(以下選手権と称する)の参加資格と審査。

(2)選手権の開催および運営に関する業務。これには、①参加者に対する競技関係書類(組み合わせ表等)の発送、②選手権の開催に際し、選手権関係者(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、生年月日、所属(所属クラブ、その他選手権の競技結果の公表を含む)。

(3)この申込書による参加者の個人情報と、その選手権における競技結果の保存、ならびに選手権終了後において必要に応じてそのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表。

※肖像権に関する同意内容：

参加希望者は、本競技に参加するにあたり、本選手権競技に関して、報道、広報のため、あるいは山口県ゴルフ協会の目的に反しない範囲で利用するために、写真、その他の記録媒体による収録物、複製品あるいは編集物にかかるプレーヤーの肖像権を山口県ゴルフ協会に譲渡することを、あらかじめ承諾することを要する。

2025年度(第55回)中国シニアゴルフ選手権予選競技  
兼 2025年度(第47回)山口県シニアゴルフ選手権決勝競技

競 技 規 定

1. 主 催 (一財)中国ゴルフ連盟、(公財)山口県スポーツ協会、山口県ゴルフ協会
2. 開 催 日 2025年6月26日(木) ※予備日：7月3日(木)
3. 開催コース 下関ゴールデンゴルフクラブ セルフ 電磁誘導カート 定員160名
4. 競技規則 日本ゴルフ協会ゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
5. 競技方法 18ホールストロークプレー。18ホールを終わり、1位が2名以上の場合は、競技委員長の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い、即日優勝者を決定する。第2位以下にタイが生じた場合は、マッチング・スコアカード方式で決定する。  
※本競技は“18ホール終了”をもって成立とし、荒天等により終了できなかった場合は競技を予備日に延期する。
6. 表彰ほか ① 優勝者には大会会長杯および副賞。2位から5位までの入賞者には賞品。  
② 上位30名には、「中国シニアゴルフ選手権」への出場資格を与える(シード選手・辞退者を除く。中国シニア出場を辞退することがわかっている者は、スコアカード提出時に申し出ること)。  
③ 上位3名(参加資格に基づく)に「日本スポーツマスターズ2025 愛媛大会」(9月8日～10日・滝の宮カントリークラブ)への出場資格を与える。  
④ 上位3位タイには「2026年度(第48回)山口県シニアゴルフ選手権決勝競技」への出場資格を与える。  
⑤ 優勝者には「2026年度(第14回)山口県ミッドアマチュアゴルフ選手権決勝競技」への出場資格を与える。
7. 参加料 5,000円 (締切日以降に参加取り消し(欠場)の場合は、いかなる理由であれ参加料は返金しない)
8. 競技費 競技日・公式練習日とも開催クラブ会員並み扱い。利用税は半額  
※競技助成金として、競技1日目のプレー費の一部(5,000円)を主催者が負担する。
9. 申込方法 ① 予選をWebエントリーシステムで申し込み予選を通過した者は、決勝もWebエントリーシステムでの申し込みをお願いする。  
② 予選を参加申込書で申し込み予選を通過した者には、直接、参加料の請求書(コンビニ決済用)を送付するので、最寄りのコンビニにて納入のこと。申し込みは、参加料の納入をもってエントリーを完了したものとみなす。  
※①②とも申込期間は5月9日(金)9時～24日(土)正午。
10. 練習日 5月26日(月)から6月25日(水)までの土・日・休場日を除いた平日とする。  
休場日等の詳細は、開催クラブへお問い合わせ下さい。練習日のプレー費は開催クラブ会員並み扱い。

以 上

2025年度(第44回)中国ミッドシニアゴルフ選手権予選競技  
兼 2025年度(第17回)山口県ミッドシニアゴルフ選手権決勝競技

競 技 規 定

1. 主 催 (一財)中国ゴルフ連盟、(公財)山口県スポーツ協会、山口県ゴルフ協会
2. 開 催 日 2024年6月5日(木) ※予備日：6月9日(月)
3. 開催コース 下関ゴルフ倶楽部 キャディー付 電動カート(非乗用) 定員160名
4. 競技規則 日本ゴルフ協会ゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
5. 競技方法 18ホールストロークプレー。18ホールを終わり、1位が2名以上の場合は、競技委員長の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い、即日優勝者を決定する。第2位以下にタイが生じた場合は、マッチング・スコアカード方式で決定する。  
※本競技は“18ホール終了”をもって成立とし、荒天等により終了できなかった場合は競技を予備日に延期する。
6. 表彰ほか ① 優勝者には銀皿および副賞。2位から5位までの入賞者には賞品。  
② 上位24名には「中国ミッドシニアゴルフ選手権」への出場資格を与える(シード選手・辞退者を除く。中国ミッドシニア出場を辞退することがわかっている者は、スコアカード提出時に申し出ること)。  
③ 上位3位タイには「2026年度(第18回)山口県ミッドシニアゴルフ選手権決勝競技」への出場資格を与える。  
④ 優勝者には「2026年度(第48回)山口県シニアゴルフ選手権決勝競技」への出場資格を与える。
7. 参加料 5,000円 (締切日以降に参加取り消し(欠場)の場合は、いかなる理由であれ参加料は返金しない)
8. 競技費 競技日・公式練習日とも開催クラブ会員並み扱い。利用税は半額  
※競技助成金として、競技当日のプレー費の一部(5,000円)を主催者が負担する。
9. 申込方法 ① 予選をWebエントリーシステムで申し込み予選を通過した者は、決勝もWebエントリーシステムでの申し込みをお願いする。  
② 予選を参加申込書で申し込み予選を通過した者には、直接、参加料の請求書(コンビニ決済用)を送付するので、最寄りのコンビニにて納入のこと。申し込みは、参加料の納入をもってエントリーを完了したものとみなす。  
※①②とも申込期間は5月9日(金)9時～17日(土)正午。
10. 練習日 5月9日(金)から6月4日(水)までの土・日・祝日を除いた日とする。  
休場日等の詳細は、開催クラブへお問い合わせ下さい。練習日のプレー費は開催クラブ会員並み扱い。  
※申し込み締切日(17日)までに練習ラウンドを行う場合、エントリーが完了していない者は練習ラウンドの扱いにはならない。

以 上

※個人情報に関する同意内容：

参加希望者は、本競技に参加するにあたり、当協会が参加申込書により取得する個人情報を次の目的の範囲内で他に提供(公表)することについて、あらかじめ同意することを要する。

(1)第47回山口県シニアゴルフ選手権・第17回山口県ミッドシニアゴルフ選手権(以下選手権と称する)の参加資格と審査。

(2)選手権の開催および運営に関する業務。これには、①参加者に対する競技関係書類(組み合わせ表等)の発送、②選手権の開催に際し、選手権関係者(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、生年月日、所属(所属クラブ、その他選手権の競技結果の公表を含む)。

(3)この申込書による参加者の個人情報と、その選手権における競技結果の保存、ならびに選手権終了後において必要に応じそのうち上記(2)記載の公表事項の適宜の方法による公表。

※肖像権に関する同意内容：

参加希望者は、本競技に参加するにあたり、本選手権競技に関して、報道、広報のため、あるいは山口県ゴルフ協会の目的に反しない範囲で利用するために、写真、その他の記録媒体による収録物、複製品あるいは編集物にかかるプレーヤーの肖像権を山口県ゴルフ協会に譲渡することを、あらかじめ承諾することを要する。